

貯蓄金管理に関する協定届

様式第1号（第6条関係）

| | | | | |
|---------------------------------|---|--|------------------------------|--|
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | | |
| 製造業 | 金属株式会社 | 福岡県福岡市 × - × × × × (- -) | | |
| 協定成立年月日 | 平成 年 月 日 | 協定の当事者である労働組合の 名称又は労働者代表の氏名 | 金属労働組合 | |
| 労働者による貯蓄金管理の受入れの方法 その他の方法による | 預金者の範囲 | 預金者1人当たりの預金額の限度 | 預金の利率 | 預金の利子の計算方法 |
| | 当社労働者に限る 但し、嘱託及び臨時を除く | 1. 預金の源泉は会社から支給する 定期給与及び賞与に限る 2. 1人当たり預金残高の限度は 普通預金100万円 住宅積立預金500万円 | 普通預金 年5厘 住宅積立預金 年1分 | 1. 10円未満の端数には利子はつけない 2. 普通預金は毎年3月と9月末の2回、住宅積立預金は毎年3月末に計算し、それぞれ翌日10日付で元金に加える 3. その他の事項は、別添協定書写しのとおり |
| | 預金の受入れ及び払戻しの方法 | 預金の保全の方法 | | 預金の運用の方法 |
| | 1. 預金者には、預金通帳を交付する 2. 会社には、個人別預金元帳を備えつける 3. 詳細は、別添協定書写しのとおり | 1. 預金者を受益者とする信託契約にする 2. 信託財産は毎月3月末日現在の預金残高に相当する額とする 3. 信託管理人は労働組合執行委員長とする | | |
| 管 | 理 | の | 方 | 法 |

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

職名 金属株式会社
使用者 氏名 代表取締役 博多一郎



| | | |
|----------------|-------------------------|------|
| 社会保険労務士 記載欄 | 作成年月日・提出代行者、事務代理者の表示・名称 | 電話番号 |
| | 印 | |